

さいたま市告示第1368号

令和8年度に実施する指扇駅周辺用地公募貸付事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 応募に付する事項

(1) 件名

指扇駅周辺用地公募貸付事業

(2) 貸付場所

ア さいたま市西区大字宝来字堤林2196番12

イ さいたま市西区大字宝来字堤林2196番14

(3) 概要

市有地の有効活用を図るため、一般競争入札により事業者を選定し、貸付けを行う。

(4) 貸付期間

令和9年4月1日から5年間

2 申込みの資格

申込みをすることができる事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 個人においてはさいたま市内に住民票があること。法人においては、埼玉県内に本店、支店又は事務所等を有すること。
- (2) 所定の「誓約書」をもって、誠実に入札に参加できる個人又は法人であること。
- (3) 募集要領、物件調書、及び契約書に定める事項を了承した上で、誠実に履行できる個人又は法人であること。

3 募集要領の配布

本事業に申込みを希望する者に対し、募集要領を配布するものとする。

(1) 配布場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課
担当 資産管理係 電話 048（829）1190

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p132482.html>

(2) 配布期間

令和8年8月24日（月）から令和8年10月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

4 入札参加申込方法等

(1) 提出書類

募集要領に定める書類（各1部）

(2) 受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月13日（火）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 受付場所
3(1)アに同じ

- (4) 提出方法
持参

5 入札手続き等

- (1) 入札方法

郵便入札（入札書を郵送（一般書留又は簡易書留）により提出する方法）とする。

- (2) 入札書の到達期限

令和8年10月21日（水）

- (3) 入札書の送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

- (4) 入札の無効

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第13条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

6 開札等

- (1) 開札日時

令和8年10月22日（木） 午前10時00分

- (2) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

- (3) 開札への立会い

入札参加者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札に立ち会うことができる。

- (4) 落札者の決定方法

1(1)に定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき価格の入札者が2人以上であった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きを行う日時は、6(1)の開札日時とは別に設定する。

- (5) 契約期限

令和8年10月29日（木）（ただし、くじ引きにより落札者を決定した場合にあっては、当該くじ引きを行った日の翌日から起算して7日後とする。）

7 その他

詳細は募集要領による。